

東京電力新潟原子力発電所用地内

遺跡確認調査報告書

小丸山遺跡

獄之尻遺跡

刈羽大平遺跡

浜岸遺跡

1979

新潟県教育委員会

東京電力新潟原子力発電所用地内

遺跡確認調査報告書

小丸山遺跡
篆之尻遺跡
刈羽大平遺跡
浜岸遺跡

新潟県教育委員会

序

本調査報告書は、東京電力新潟電子力発電所建設の計画用地内に係る 小丸山・嶽之尻・刈羽大平・浜岸の4遺跡について、昭和53年度に国庫補助金を受けて新潟県教育委員会が調査主体となって実施した遺跡確認調査の記録である。

本遺跡群の調査では、縄文時代後半から弥生時代、奈良から平安時代にかけての遺跡の範囲と性格が把握され、砂丘地における遺跡の概略を確認することができた。

なお、本調査に参加された調査員はもとより、多大の御協力・御援助を賜わった柏崎市教育委員会・刈羽村教育委員会、計画から調査実施に至るまで格別の御配慮を賜わった東京電力新潟原子力発電所建設準備事務所、県農林部治山課、長岡林業事務所の各位に対し、ここに深甚なる謝意を表する次第である。

昭和54年3月

新潟県教育委員会

委員長 米山市郎

例　　言

1. 本調査報告書は新潟県柏崎市・刈羽郡刈羽村地内に所在する小丸山遺跡・巣之尻遺跡・刈羽大平遺跡・浜岸遺跡の遺跡確認調査の記録である。
2. 本調査の目的は、東京電力新潟原子力発電所建設計画用地内において分布調査等により発見されている4遺跡について、将来の開発計画に係る遺跡の取扱いと事前協議の資料とするため、遺跡の範囲・包含層の状況・遺跡の性格などを把握するために実施した。
3. 本調査は国庫補助を受け新潟県教育委員会が調査主体となり、昭和53年9月14日から9月27日、昭和53年10月24日から10月28日までの期間実施したものである。
4. 遺物の整理、遺構・遺物の実測、写真撮影及び挿図・図版などの作成は稻岡嘉彰・藤巻正信があつた。
5. 本報告書の執筆は、分担執筆をし、文末に執筆者の氏名を明記した。
6. 調査にあたり、参加者各位並びに柏崎市教育委員会・刈羽村教育委員会の御協力を賜わった。また、東京電力新潟原子力発電所建設準備事務所・県土木部治山課・長岡林業事務所から種々の御配慮を賜わった。挿図作成に当り東京電力地質調査資料を使用させていただいた。
7. 本報告書を作成するに当り、寺村光晴和洋女子大学教授の調査レポートを参考にさせていただいた。また、宇佐見篤美・品田定平・岡本郁栄の諸氏から種々の御指導と助言を賜わった。
8. 試掘確認調査における出土遺物は一括して、新潟県教育委員会が保存・管理をしている。

目 次

I 序 説	1
1. 確認調査に至る経緯.....	1
2. 調査の目的と方法.....	4
3. 調査日誌(抄).....	5
II 遺跡周辺の地理的概要.....	8
III 遺跡周辺の地質的概要.....	9
1. 概 要	9
2. 観 察	9
1) 小丸山遺跡 2) 嶽之尻遺跡 3) 刈羽大平遺跡	
IV 遺 跡	13
1. 小丸山遺跡.....	13
2. 嶽之尻遺跡.....	17
3. 刈羽大平遺跡.....	18
4. 浜 岸 遺 跡	22
V 遺跡の取扱いに関する今後の方針について	24
参考引用文献	25

插 図 目 次

第1図	東京電力用地周辺の地形と遺跡の分布	7
第2図	小丸山遺跡土層柱状圖	10
第3図	嶽之尻・刈羽大平遺跡土層柱状圖	12
第4図	小丸山遺跡 No.14 グリッド土層断面図・平面図	14
第5図	小丸山遺跡 No.14 グリッド出土弥生式壹形土器実測図	15
第6図	刈羽大平遺跡出土遺物拓本図	21
第7図	浜岸遺跡土層柱状圖	22
第8図	浜岸遺跡出土遺物拓本・石鏡実測図	23
第9図	遺跡周辺地形図・地形断面図	折り込み

図 版 目 次

図版第1図	嶽之尻・刈羽大平遺跡遺跡全景（西方海岸より）
図版第2図	小丸山遺跡遠景（北方より・西方より）
図版第3図	小丸山遺跡 P ₁ 及び No.1～No.13 グリッド付近（南方より）・No.14～No.18 グリッド付近（東方より）
図版第4図	小丸山遺跡 P ₁ 土層状態・No.12 グリッド土層状態
図版第5図	小丸山遺跡 No.14 グリッド土層状態・土器出土状態
図版第6図	小丸山遺跡 No.16・No.15 グリッド土層状態（北方より）
図版第7図	嶽之尻遺跡遠景（北方より）・No.5 地点付近安田層露頭
図版第8図	アース・オーガー駆動状況
図版第9図	嶽之尻遺跡 C トレンチ
図版第10図	刈羽大平遺跡遠景（北西方より）・中心部付近遠景（西方海岸より）
図版第11図	刈羽大平遺跡中心部付近（南東方より）・P ₁ 発掘風景
図版第12図	刈羽大平遺跡 P ₁ 発掘風景・同発掘状況
図版第13図	刈羽大平遺跡 P ₁ 土層状態・P ₂ 土層状態
図版第14図	刈羽大平遺跡 D 地点付近遺物出土状況・C 地点付近土層状態
図版第15図	浜岸遺跡遠景（西方海岸より）
図版第16図	浜岸遺跡湧水地点・浜岸遺跡崖線部
図版第17図	浜岸遺跡崖線部土層状態・No.12 グリッド遺物出土状態
図版第18図	小丸山遺跡出土弥生壹形土器（6）
図版第19図	小丸山遺跡 A 地点出土土師器・C 地点出土繩文土器・石鏡（宇佐美氏所蔵資料）
図版第20図	刈羽大平遺跡出土遺物（10±P ₂ 出土、13・14は宇佐美氏所蔵資料）
図版第21図	刈羽大平遺跡出土遺物（1～13・下段）浜岸遺跡出土遺物（14・15）

I 序 説

1. 確認調査に至る経緯

東京電力株式会社の新潟県における原子力発電所建設の計画は昭和44年9月、新聞発表がなされ同年現地に建設準備事務所が開設された。建設計画用地は柏崎市・刈羽郡刈羽村にまたがる荒浜砂丘丘陵地に位置し、面積は約480万m²、最終供給電力量800万KWの開発計画は周知のとおりである。東京電力は昭和45年12月計画地域の地質調査に着手し、昭和46年5月から大湊側の試掘坑工事に着手した。計画対象地域内における埋蔵文化財発見の端緒は、新潟県の砂丘地の成立について研究されている岡本郁栄氏が、昭和46年11月鐵之尻付近で繩文土器片を採集されたことに始まる。さらに刈羽大平地区の試掘坑開削に伴ない遺物の出土を指摘された。当時市内の埋蔵文化財包蔵地の確認と周知を計ることを目的として、柏崎市教育委員会は独自の遺跡分布調査を計画し、調査の実施に移していた。昭和47年8月、東京電力は原子力発電所の建設計画地内についても分布調査の必要性のあることが市教育委員会から要請され、それを了承した。市教育委員会は同年9月3日分布調査を実施した結果、先の試掘坑付近で発見された刈羽大平遺跡の他に新たに2遺跡を発見し、昭和48年「柏崎市埋蔵文化財目録」を刊行に際し、小丸山・刈羽大平・浜岸の3遺跡を記載して遺跡の周知を計った。この遺跡分布調査の実施は他市町村に先きがけ市独自の事業計画であったことに画期的意義が見い出される。

柏崎市の埋蔵文化財目録が刊行される前年の昭和47年8月22日、新潟県教育委員会に対し東京電力から刈羽大平地点に関する予備調査について文書要請があった。県教育委員会は9月18・19日の両日、県文化財保護指導委員品田定平・柏崎市社会教育係長駒野 侑・刈羽村教育委員会教育長丸山茂利・刈羽村教育委員会萩野賢一氏等の参加を得て用地内の分布調査を実施した。その結果、刈羽大平・鐵之尻・浜岸の3遺跡を確認し、遺跡名をそれぞれに付し、文化財保護法第84条に基づいて、埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を計るべく遺跡台帳を作成し文化庁に遺跡発見通知を進達した。あわせて、東京電力に対して3遺跡の所在地を周知するとともに、①工事中に埋蔵文化財を発見した時は、直ちに工事を中止して市・村教育委員会に届出すること、②文化財に関する知識を下請業者に対して周知しておくこと、③送電線鉄塔ルートについて、ルート決定前に県教育委員会に協議が必要であること、④発掘調査等については、文化財保護法上の所定の手続きが必要である旨現地指導を行なった。

この分布調査の結果をもとに、昭和48年4月12日東京電力から遺跡確認調査に対する口頭による協議がなされた。県教育委員会は踏査の結果を部内で検討した結果、①試掘調査とはいえ遺跡は砂層が厚く事実上、本発掘の一次段階の作業となり早急に結論することは困難であ

り、さらに検討を要する。②東京電力の事業計画は未だ国の認可がおりていない。認可後の計画と合わせた適当な時期を選ぶ方が良いとの二点について口頭で回答をした。更に東京電力から建設工事計画及び環境審査レポート作成のために埋蔵文化財の実体把握が必要であり、予備の調査を研究者に依頼して良いかとの質問があり、実施はかまわぬことを了解した。

東京電力では和洋女子大学寺村光晴教授に依頼して、昭和48年9月1日・2日の両日建設計画用地内の実査を行なった。寺村教授は9月15日調査結果をレポートにまとめ、各遺跡の状況を次の様に東京電力に報告された。①小丸山遺跡—東西約28m×南北約48mの範囲、②嶽之尻遺跡—東西約400m×南北約130mの範囲、③刈羽大平遺跡（湧水地点）—東西約100m×南北約230mの範囲、④浜岸遺跡—東西約150mの崖線で、南北は不明である。特に嶽之尻遺跡と刈羽大平遺跡は同一遺跡の可能性があるとの見解を示され、さらに、4遺跡の他に遺跡が存在する可能性を示唆された。

昭和52年7月29日、道野副所長他が来庁し、遺跡に対する今後の取組みと協議の進め方について具体的に指導を得たいと来庁した。県教育委員会は一般の開発に伴う事前協議の手順として、①遺跡地の開発計画は文化財保護法第57条の2の規定による届けが必要である。届けは開発地域全体を対象とする。②遺跡確認調査は大規模開発に伴う事前の遺跡の取扱いに係る協議の資料を得るために実施するものである。③遺跡の取扱いに対する最終判断は文化庁長官である。④県が実施する発掘調査は文化庁と覚え書きのあるものに限定している。単一市町村における発掘調査は地方自治法第2条第6項から市町村の事業主体である。⑤発掘調査は事業認可後に開発に先立って行うものであり、認可後でなければ対応できない。⑥文化財保護法第57条の2の規定による届出は、東京電力→市町村教育委員会→県教育委員会→文化庁の順であげることになる旨の指導をした。

昭和52年9月16日、東京電力が来庁し今後の計画状況の説明があり、県教委に質問のあった事項について次の様に回答した。①東京電力の行う調査用ボーリングは文化庁と協議した結果直径8cm程度であれば問題はない。②1号機の場所は今までの調査から遺跡に関する問題はない。③遺跡は砂丘地であるので表層が厚く正確に把握できない。④工事用道路を予定している部分は浜岸遺跡に連関するものと考えられる。盛土工事についても事前の確認が必要である。⑤今後の進め方については文化庁と協議して再度検討したい旨回答した。この間において、県教育委員会は東京電力の意向を内部検討をした結果、文化財保護法に基づき本事業計画が具体化される前に遺跡の取扱いに係る具体的な確証を得る必要があるので、試掘確認調査は新潟県教育委員会が事業主体で実施することとした。

昭和52年9月21日、県教育委員会は東京電力の来庁に際し、①確認調査は県が実施する。②遺跡の取り扱いについては確認調査の結果を踏え、文化庁の指導を得て決定する旨を伝え、さらに試掘確認調査の具体的な手続きは、①東京電力は口頭ではなく確認調査依頼の協議文書を

提出する。②県は依頼に基づき試掘確認調査を実施する。③確認調査の結果をもって文化庁と協議し内諾を得る。④県は国の内諾を得た上で遺跡の取扱い及びランク付け等を回答する。⑤東京電力は④に基づき文化財保護法第57条の2の規定により開発事業計画に係る届出を提出する。届出は遺跡個別ではなく、遺跡は一括した文書とする。⑥発掘調査実施する遺跡については、東京電力の文化財保護法第57条の2による届出手続が終了し、遺跡の取り扱いが決定した後に関係市町村が事業主体となり、文化財保護法第98条の2の規定による届出をして発掘調査を実施する手続きをとるとの説明した。

昭和52年10月14日県教育委員会は文化庁記念物課水野調査官に砂丘地の遺跡についての見解を伺い、「砂丘上にある遺跡はただ、砂丘上にあるだけで一般の遺跡と変わらない。砂丘上の遺跡は原則的には遺構の存在が悪く、国指定となっている遺跡としては福岡県の元寇防壁（石垣）、京都府函石浜、山口県土井ヶ浜（弥生時代の墳墓）などである。これらは砂丘層内で遺構が保存されためずらしい例であると同時に、石組されたものであったこと、人骨群が出土したことなどその遺構と自然条件がめぐまれていたことである。砂丘上の遺跡は年々、風・雨水による流砂・浸食などにより地形が著しく変化し、その保存は困難であり、特殊な遺跡でかつ遺構の保存が良好でなければ、国指定、現状保存は困難であろう。」との指導を得た。

昭和53年2月3日、東京電力新潟原子力建設事務所道野調所長他5名が来庁し、電源立地調査審議会の環境影響調査報告書に文化財の取扱いを入れるべく検討している。従って用地内の遺跡の試掘確認調査を、昭和53年度中に実施してほしいとの口頭要請があった。これに対し県教育委員会は昭和53年度に実施する予定である。現在他の発掘調査事業もあり、日程調整を計りたい。尚、確認調査の技術的方法について、ボーリング等による実験を含め研究したいと回答をした。

昭和53年3月15日、金子文化財主事が、アースオーガーによるボーリング試掘実験に立合い、今後の調査方法についての技術的な問題についての資料を得ると共に、文化庁からアースオーガー及び機械ボーリング等による確認調査実施例として松山市古照遺跡の紹介をうけ、調査指導にあたった国立埋文センター工芸普通遺物処理研究室長及び松山市教育委員会から施工事に係る種々の指導を得た。

昭和53年4月13日付けで東京電力株式会社新潟原子力発電所長から埋蔵文化財保蔵地の調査依頼についての公文を正式に受理、同年5月8日、建設予定地内に係る4遺跡の概要について回答した。昭和53年5月18日、東京電力より、文化財保護法第57条の2の事業計画についての届出がなされ、2号機以後の開発計画は現在諸法律に基づく手続きが未了であるので、現段階での開発計画予定区域である旨の添え書により、遺跡の取扱いの協議がなされた。県教育委員会は東京電力に対して、4遺跡の確認調査に係る土地所有者の承諾書を要請し、長岡林業事務所長、県農林部治山課に対し法的手続きを文書により通知し、昭和53年5月23日文化庁に文化

財保護法第98条の2の規定により埋蔵文化財包蔵地の試掘確認調査の通知書類を進呈し全ての法律的手続きは完了した。

昭和53年6月1日、長岡林業事務所の立合い確認要請に基づき県教育委員会、東京電力の三者が出席し、現地を確認し、林業事務所担当官より林地伐採倒木の処置、形質変更後の植栽绿化等調査前・後の処置について指導と助言を得た。なお、東京電力に対しては、調査は他の事業計画があり10月中には完了したいこと。試掘確認調査の費用は県教育委員会で負担する旨伝達した。

(福岡嘉彰)

2. 調査の目的と方法

イ. 確認調査の目的

東京電力原子力発電所建設用地内に4遺跡が所在する。具体的な開発計画及び設置位置については、現在決定されておらず諸法律に基づく手続きも未了であるが、将来開発が計画されている。遺跡は砂丘地帯に立地するため地表上の観察ではその範囲の確認・包含層の状況把握は困難であるために試掘確認調査を実施し遺跡の内容を可能な限り究明し、今後生ずる遺跡の取扱いに関する協議の資料とするため、事前に確認調査を実施した。特に刈羽大平遺跡と嶽之尻遺跡が同一遺跡であるのか、又はそれぞれ単独に存在するのかを究明することを目的とした。調査の対象は、「番神砂層下部は海岸ぞいの地域に限られているのは、砂の供給が海水の運動作用の影響するもとで行なわれたと考えられる。また完全に陸化していない湿地帯でこの砂が基盤の第三系の背斜に堆積した。上層部は海邊とともに生じた海浜の砂が風によって運ばれ淘汰されて、下部の土に整合に堆積したものと考えられる。上部・下部とも同一の供給源と考えられる。その堆積はリス・ウルム期の海進海退期の洪積世に係る所産である(柏崎平野団体研究グループ 1965年)。」以上の観点から遺物包含層についての追求は番神層より上面の新期砂丘層について集中的に調査観察を行なった。

ロ. 調査の方法

- ① アースオーガーによる確認調査 アースオーガースクリュー直徑30cmで地下平均8~10mまでをボーリングし土層堆積の観察により包含層及び深度を確認した。
- ② 堪坑による確認調査 直径2mの円形堪坑を人力により掘削し包含層の有無を確認後リングによる土留を行ないながら深掘実査した。
- ③ 浅い部分、崖線周辺部は人力による手掘りで調査した。

ハ. 調査対象遺跡・地番及び調査方法

- ① 小丸山遺跡 柏崎市青山町字小丸山3-27番地 字嶽之尻2-1番地
概存の出土地点及び地形を観察し、直径50mの円内を対象区域として、18グリッド及び堪坑1ヶ所を人力による手掘りで調査した。

- ② 嶽之尻遺跡 剱羽郡剱羽村大字剱羽字大平4412・4413番地
- ③ 剱羽大平遺跡 剱羽郡剱羽村大字剱羽字大平4407・4409～6番地・4452番地
嶽之尻から剱羽大平遺跡を南北線を軸に1区画20cm×20mのグリッドを全面に設定し、
20mごとの交点にアースオーガーによる試掘確認を28ヶ所、堅坑により2ヶ所の確認を
実施し、崖線部分は手掘りによって調査した。
- ④ 浜岸遺跡 柏崎市大字大漢字浜岸47-1番地・剱羽郡剱羽村大字剱羽字大平4589番地
任意の地点2×2mのグリッドを11ヶ所、崖線の確認1ヶ所、堅坑による調査を1ヶ
所それぞれ手掘で実施した。

二. 調査主体

新潟県教育委員会 教育長 米山市郎

ホ. 調査体制

業務管理・連絡調整及び全体統括 金子拓男（新潟県教育庁文化行政課埋蔵文化財係長）
調査担当者 稲岡嘉彰（新潟県教育庁文化行政課文化財主事）
調査員 藤巻正信（新潟県教育庁文化行政課学芸員）
箕輪一博（新潟県教育庁文化行政課嘱託）

ヘ. 調査期間

昭和53年9月14日～9月27日 小丸山・嶽之尻・剱羽大平遺跡
昭和53年10月24日～10月28日 浜岸遺跡
昭和53年12月4日 新潟県教育委員会は長岡林業事務所長あて、作業完了報告を提出し、
本試掘調査に係る作業は完了した。 （稲岡嘉彰）

3. 調査日誌（抄）

昭和53年9月11日～9月13日 11日は発掘調査用具・器材の輸送ならびに剱羽村教育委員会・柏崎市教育委員会など文化財関係者に挨拶を行い、調査の協力を依頼する。午後から調査区域の確認と調査方法について関係者と打合わせを行い、現地を観察し器材を近藤農場跡に降す。

12日・13日は遺跡全景の写真撮影・調査地点のレベリングを行い周辺地形の観察を行う。調査地点の図面照合及び基本杭いの位置割出し作業の際に剱羽大平遺跡の湧水地点で縄文後期の土器片・土器片・チャートのフレーク等を表面採取する。13日午後からアースオーガーの搬入と組立を行った。

9月14日 嶽之尻 No.1地点からアースオーガーによる調査を開始する。確認と写真撮影終了後は直ちに埋戻し、No.1～No.10地点までを完了する。No.5～No.7地点の縦列は番神層・安田層の露頭が確認されたためアースオーガーによる作業は中止した。剱羽大平遺跡の堅坑P1

を完掘する。-160cmから湧水し作業が困難となり-220m掘削したところで中止せざるを得なかつた。

9月15日 鐵之尻から刈羽大平にかけてNo.12～No.14、No.18、No.19地点のアースオーガーを実施する。No.18地点では数本試みたが湧水帯にあたり土層変化が水のため確認不可能であった。No.19地点において厚さ65cmの粘性のある黒褐色土層を確認する。午後、機械のチーンブロックが切断し、アースオーガーによる作業を中止する。刈羽大平の堅坑P₂を追加し掘削を終了する。-40～-70cmの間で織文後期の土器片が出土する。9月16日 機械の故障及び風雨が強いため作業を中止する。9月18日 チーン取替え修理のためアースオーガー使用できず、No.5～No.7地点の南面崖線を削平し番神層と安田層の切合いを確認。刈羽大平の沢の右岸及び左岸斜面を試掘し層序を確認する。小丸山遺跡の堅坑P₁と調査地点設定を完了する。P₁から-115cmで埋れ木が出土し、学習院大学理学部木越研究室へC₁₄の測定を依頼する。

9月19日 小丸山全景の写真撮影。14の地点を20日の2日間に亘り発掘した。しかし遺物は検出されなかった。No.8地点でも埋れ木を検出しP₁からNo.2地点にかけて黒色帶の広がりがあることを確認した。調査後直ちに復旧作業を行なった。

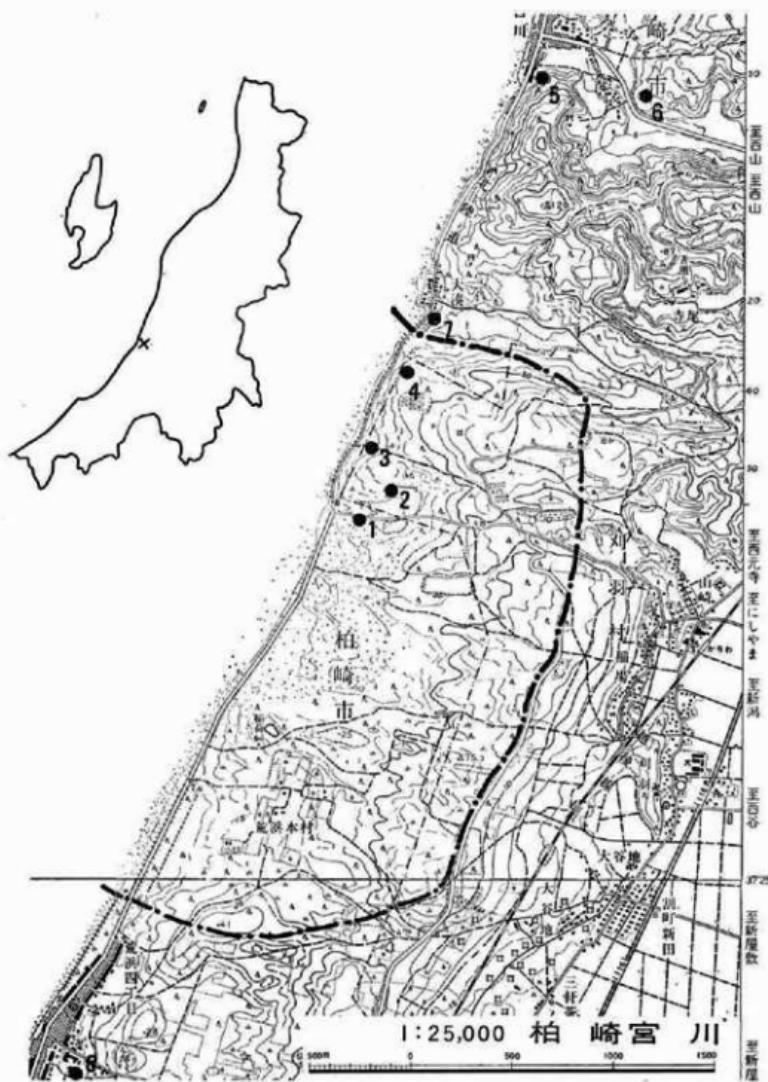
9月20日 アースオーガーの組立と作業を開始する。刈羽大平のNo.20～No.26地点までを終了した。No.22地点は30cmの新規砂層の下には番神砂層ではなく、直接安田層が検出された。

9月21日～23日 アースオーガーによるNo.11・No.15・No.16・No.27・No.28地点の調査を完了。アースオーガーの解体作業を完了する。調査地点の原形復旧作業を開始するとともに、旧近藤農場北側崖面をトレント法によって試掘確認を行うが、遺物及び包含層は検出されなかった。21日午後小丸山C地点の探査により微細な土器片を表採する。22日、素採地点である県道小丸山線の北側に5グリッドを設定し試掘の結果、No.14地点で弥生式土器一括を検出した。23日、出土状況を記録するため、清掃後に写真撮影を行なった。9月24日は日曜で現場作業休みにつき、刈羽老人いこいの家保管の遺物及び宇佐見篠美氏所蔵資料の写真撮影を行なった。

9月25日～26日 小丸山出土の弥生式土器一括資料のノゾム実測平面図及びセクション図を作成。遺物収納後埋戻し及び器材等の整理を行い、調査対象地全体の復旧状況を点検した。

昭和53年10月24日～28日 24日午後、発掘調査器材の搬入を行ない、現地にて地形を観察した後、調査地点を決定し杭打を行なった。25日からNo.1～No.12地点の手掘確認調査を実施した。各地点とも手掘りによる作業では限界があり、平均2m前後の試掘を試みたが、No.12グリッドの-120cmで珠洲系土器一点以外には遺物は出土せず、遺物包含層も確認されなかった。26日・27日の2日間、No.9地点を堅坑によって4mまで完掘したが、新規砂層中に変化は認められなかった。海岸線部に露頭する埋れ木層を一部カットし確認した結果、この黒色帶は山側に傾斜していることが確認されたが、遺物は包含されていなかった。28日、撤収・帰宿した。

(船岡嘉彰)



第1図 東京電力用地周辺の地形と遺跡の分布

II 遺跡周辺の地理的概要

柏崎市は米山(993m)の東麓にあって、南西の米山を中心とする塊状山地から鶴石川、鶴川下流域の柏崎平野を市街地とする。柏崎平野は新潟県の西南部に位置し新潟平野と高田平野の間に囲まれた小規模な沖積平野である。平野の北東部、南西部及び東部は第三紀の山地丘陵に囲まれ、北西部にむかって日本海に開いている。平野北西部の出口は発達した砂丘にさえぎられ潟湖地形を形成している。東部山地丘陵は信越国境の鍋倉山・天水山等の東頸城丘陵に源を発する曾地丘陵で高度を徐々に下降して大河津付近で新潟平野に接する。この丘陵はほぼ北北東—南南西の方向を示し背斜構造をよく示している。平野に流出する萬川・鶴石川・別山川等の河川は規模の小さな蛇行をしながら平野部を縦横に潤している。鶴川は米山山塊と背斜地域を境し、鶴石川は背斜軸を切って各々、北流して日本海に注いでいる。別山川は背斜軸に沿って流れ、山本付近で鶴石川と合流する。山地丘陵部と砂丘地に囲まれた平野部は各河川の谷に沿って山地に入込み、その形は複雑である。海岸に沿う県道柏崎・寺泊線(北陸道)と並走する砂丘は荒浜砂丘と称され、鶴石川で切られるあたりから高度をまして北東方向へ日本海岸線に沿って、ほぼ直線状に宮川までの間に発達しながら山地に連続する。砂丘の長さは約12km、幅は約2km程度である。この砂丘地には農場跡地や養鶏場跡地が散在している。

昭和44年東京電力は最終出力800万KWの原子力発電所建設の基本計画を発表した。その建設用地は柏崎市から刈羽郡刈羽村にまたがる、面積約480万m²の地域である。敷地は荒浜砂丘の北東—南西に直線状に約3.2km、海岸からの東北約1.2kmの半椭円形状をなしている(第1図)。砂丘地海岸の中央部は裸地となっており、その周縁部は松を中心とする第二次林で覆われている。海岸線に平行する背境界の稜線は標高約60mである。用地内調査対象地は県道小丸山線北側の嶽之尻の沢と浜岸の小河川に狭まれた砂丘々陵部分と県道小丸山線を含む南側の標高約12mの平坦部裸地とに二分される。さらに北東丘陵部は大平の沢と嶽之尻の沢の小沢状の入組地形で分断され、その馬の背に海岸部にのびる先端崖線部には第三紀の基盤層が隆起露頭している。地層は第三紀層を基盤として番神古砂丘層がある。背斜部は新期砂層の堆積が薄く、向斜部分は厚く堆積し、崖線部に湧水帯がみられる。用地内には南西部から1. 小丸山・2. 嶽之尻・3. 刈羽大平・4. 浜岸の4遺跡が所在する(第1図)。周辺には5. 向山遺跡(縄文前・中期)、6. 榎木山遺跡(縄文中・後期の土器、石斧・石錐・石棒出土)、7. 大湊遺跡(地表面下6mで縄文前期の土器出土)が所在し5は砂鉄採鉱により全壊し、7も砂鉄採鉱と養鶏場建設により全壊した。これら出土遺物は大湊在住の広田直司氏により採集保管されている。8は荒浜小学校裏遺跡で岡本郁栄氏により若干の土師器が表採されている。

(福岡富彰)

III 遺跡周辺の地質的概要

1. 概 要

県下における海岸平野は、いずれも砂丘によってとざされた形態を示す（新潟古砂丘グループ、1967）。鶴川・鶴石川・別山川の流出する柏崎平野も例外でなく、荒浜砂丘によってとざされている。今回確認調査を実施した各遺跡は、日本海と柏崎平野とにはさまれたこの荒浜砂丘上にそれぞれ存在する。

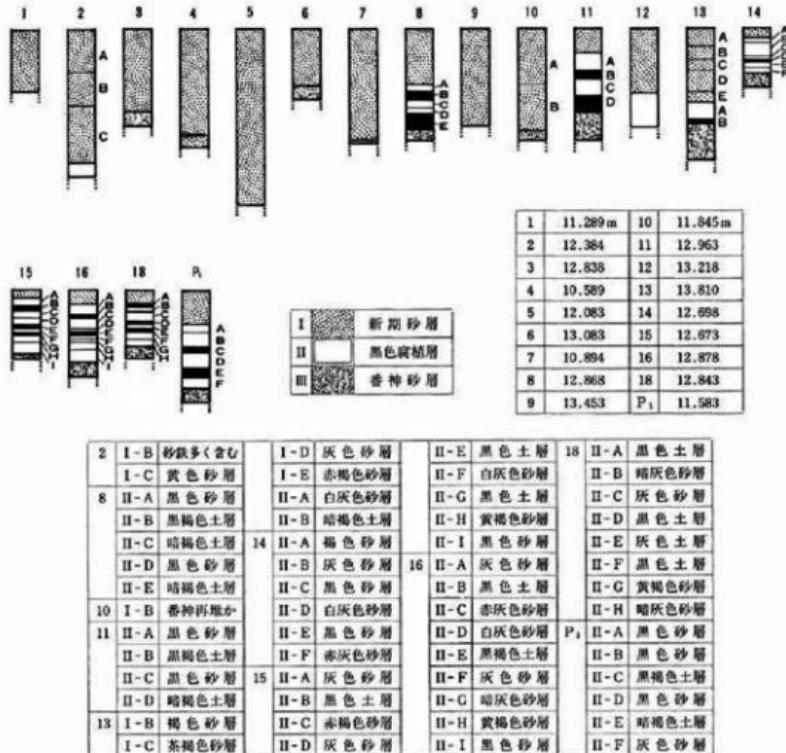
1) 荒浜砂丘は柏崎から北東に海岸線に沿って宮川までの間に発達している（第1図）。規模は長さ約12km・幅約2kmで北上するにつれて高度を増し、荒浜付近で最高60m、大湊で80m、宮川で120mに達し、第三系の山地に接する（柏崎平野団体研究グループ、1965）荒浜砂丘は、古砂丘型砂丘であり、新期砂丘砂層の下位に古砂丘砂層が発達する。調査区域の第四紀層についてみれば、下位からそれぞれ安田泥質土層・番神古砂丘砂層・沖積層である。

2) 荒浜砂丘の古砂丘である番神砂層は、洪積世後期に堆積した地層とされ、中粗粒砂からなり少量のシルト・粘土を含む。下部は黄灰色中粒砂よりなるが、粘土化がかなり進んでおり、上部は茶褐色を呈して固結度が高い。一般に無層理塊状岩相を呈するが上部では葉理構造を呈することもある。砂粒は大部分石英およびチャート粒からなる（新潟県、1977）。番神砂層の高度も北上するにつれて高くなり、荒浜で40m、大湊で80mとなり、荒浜砂丘の中核をなしている。

3) 第四紀最終（ケルム）氷期以後に堆積した地層全体を沖積層とすれば、調査区域では新期砂丘砂層・砂丘後背湿地堆積物及び旧表土がこれにあてられる。後背湿地は過去に局的に発達したことがあったと思われる。また、新期砂丘砂層中域は新期砂丘砂層と番神層・安田層との境界面には有機質の黒色バンドが認められ、その一部からトチ・タルミなどの炭化物や土器片等を検出することから、この変色部分が旧表土と考えられるが、砂丘の移動性もあって平面的・連続的にこれを追跡することはできない（柏崎平野団体研究グループ、1965）。しかかもこの黒色バンドの存在によって、新期砂丘砂層は少なくともその上、下層に二大分することが可能であろう。なお、新期砂丘砂層は C_{14} 測定によって 6000 B.P. の値が得られたという。

2. 観 察

今回実施した確認調査の区域は荒浜砂丘にあるが、それらは現在県道小丸山線に沿って荒浜砂丘を侵す嶽ノ尻沢（仮称）によって二つに大別される。則ち、小丸山と嶽ノ尻、刈羽大平・浜岸のグループとである。後者は近藤農場裏手から湧水して日本海に注ぐ嶽ノ尻沢と新世農場



第2図 小丸山遺跡土層柱状図 (縦)

脇を流れる浜岸川（仮称）とで区切られた砂丘の西側斜面にそれぞれ存し、前者は嶽ノ尻沢左岸にあり、他者に比して低く平坦な位置を占める（第9図）。

1) 小丸山（第2図・図版第4・5図）

手掘りで19ヶ所を発掘調査した。P₁とNo.18グリッドにかけて、新規砂丘砂層と番神砂層との間に褐色有機質砂層にはさまれた黒色粘土層を二乃至三枚確認した。この黒色土層は粘土質で粒子も微細であり固結している。また、第4図に示したNo.14グリッドのように、その堆積は現地形の傾斜とは逆に海側で高く山側に低い。これらのこととは、嶽ノ尻沢が過去に堰止められ滞水した時期があり、このため水成堆積を示すものと考えられる。しかも、それが一時的なものではなく、二乃至三回のサイクルを持って存し、その前後においてもオアシス様であったろうことが考えられ、縄文、弥生時代に人々が訪れ、或は居住したであろうと推定されるのである。弥生時代土器片が採取されたのは表土下約40cmの褐色有機質砂層中であり、過去の滞水時の堤防付近ではなかったかと思われる。なおP₁の黒色土中からは埋木が検出され、C₁₄測定を行ったところ 2470 ± 140 B.P. 及び 1760 ± 130 B.P. の値を得ている。

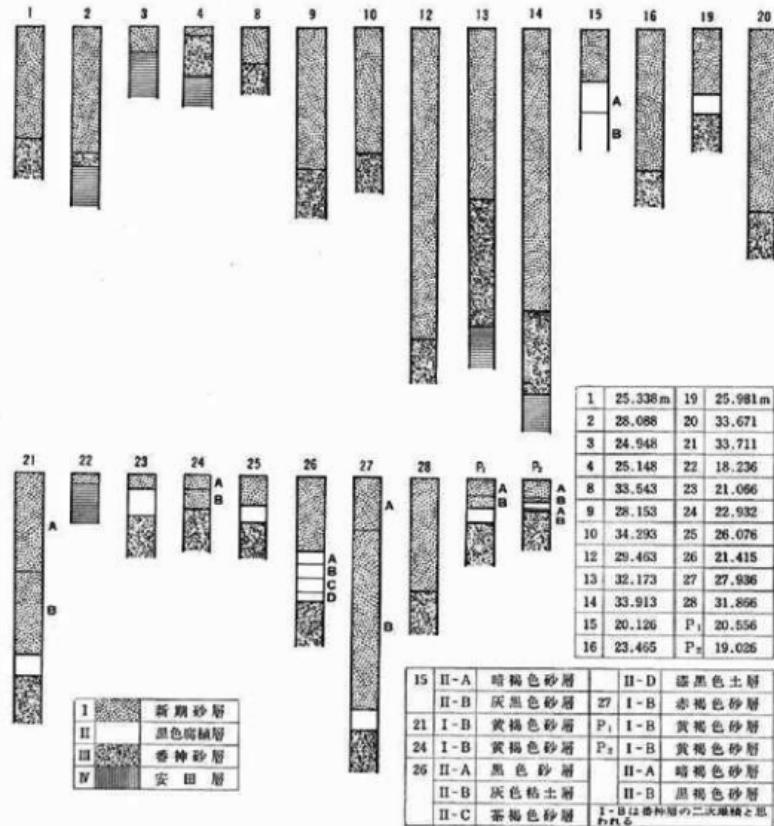
2) 嶽ノ尻（第3図・図版第5・9図）

嶽ノ尻沢の右岸砂丘頂部及び斜面にあり、崖線で安田層・番神層が露頭している。アース・オーガーを駆使した調査によれば、番神砂層の欠失部分もあり、新規砂丘砂層の下はすぐに番神砂層または安田層であり、新規砂丘砂層中、及び下位に黒色バンド、褐色有機質砂層を認てない。殊にNo.5地点付近では番神砂層が薄く、安田層の露頭も認められる程である。（図版一）遺跡の存在する可能性は薄く、また、仮に過去に遺跡が存在したとしても砂丘の移動に伴ってすでに消滅したであろうと考えられる。

3) 刈羽大平（第3図・図版第10～14図）

刈羽大平の範囲は広く、基本的には嶽ノ尻と同様の地質構造を認める。特筆すべきは、刈羽大平の中心付近に存する湧水地点にある。この湧水は相当に古く、沢となって番神砂層を侵す。沢の周囲はハマナスの一大群落であり、この湧水の持つ重要さがうかがえる。湧水点を中心にして半径約50mの範囲で黒色バンド、褐色有機質砂層が認められ、後者からは縄文後期土器片等が採取されている。これらの地層は大平湧水（仮称）右岸に隣接する馬背状の小尾根から緩やかに嶽ノ尻へ登る斜面の僅みの部分に認められるものである（第9図）。なお、右岸の馬背状の小尾根から大平北方限界（No.26地点付近）までの地域は、現在平坦地となっているが、No.22地点で安田層が露頭することなどから、土取りされたものと思われる。更にNo.19、26地点でも黒色腐殖層が確認されているが、これは大平湧水及び前述の小丸山の黒色バンド・褐色有機質砂層とは異なる。その性格は不明であるが、大平湧水との関連性はないものと考えられる。

（藤巻正信）



第3図 嶽之尻・刈羽大平遺跡土層柱状図 (36)

IV 遺 跡

1. 小丸山遺跡（第2・4・5・9図、図版第2～6・18～19図）

所在地 柏崎市青山町字小丸山3-27番地・青山町字嶽之尻2-1番地

既往の調査

和洋女子大学教授寺村光晴教授の分布跡査報告では、遺跡は15年程前の砂採取場であったために、一部が破壊されている。刈羽大平遺跡に比較して遺物の採集も極めて稀薄の印象を受けた。また、遺跡の中心部を別に存在するものか、あるいは刈羽大平・嶽之尻遺跡の末端として存在したものであるなどについては踏査からでは不明であるが、範囲については、南北約47m×東西約28mとされている（寺村光晴 1973）。昭和47～48年頃、柏崎市文化財審議委員である宇佐見篤美氏等によって遺物が表掲されている（第9図）。A地点からは図版第19図の口縁が広がり、肩部が大きく張る壺形など、土師器片及び石鉄が出土しており、B地点からは繩文土器の網代底部版が採集されているが、現在その所在は不明である。C地点は、県道小丸山線の北側に県道と並行して独立砂丘が存在し崖面に黒色砂層があり包含層が確認出来たといわれる。

現在、道路拡幅及び駐車場となり砂丘は削平されて平坦地となっている。図版第19図の下段に示した繩文土器破片及び有茎石錐3点が採集遺物である。繩文後期の比較的薄手の無文土器で底部に網代痕を有する小型深鉢土器である。

確認調査結果

遺跡は県道刈羽停車場小丸山線にそって西流する嶽之尻沢（仮称）の南岸に位置する。今回の確認調査では19地点を手掘りにより調査し、P₁については堅坑による調査とした（第9図）。遺跡地の現状は保安林地内における裸地となっており、まばらに植物が生育している。A地点付近の層序は新期砂丘の堆積が厚く約2m掘削しても黒色帶、包含層は確認できなかった。B地点付近の堅坑P₁及びNo.8グリッドでは新期砂丘層と番神古砂丘層の間に新期砂層を形成する褐色有機質砂層にはさまれた黒色粘土層の堆積を2～3枚確認した。この黒色土層は粘性を有し植物纖維を含む有機質含有層である。-115～-125cmの深さで埋れ木が検出された。C地点にはNo.14～No.18の5グリッドを設定した。No.14グリッドの現表土下、約40cmの褐色有機質砂層から弥生式土器2個体分の一括資料が押しつぶされた状態で出土した（第4図）。新砂丘の上層は県道工事等で削平されているが、遺物包含層は残されている。層序関係は基本的に層P₁及びNo.8・No.11・No.13グリッドへと連続する黒色帶が遺物包含層と観察される。黒色粘

性土層の堆積は地形の概要で述べた要因によるものと推定され、遺跡は縄文時代・弥生時代・奈良・平安時代に至る複合遺跡の性格を示している。遺跡の範囲は過去の出土状況、周辺地形の観察と本調査による知見から猿之尻の沢により区切られた南側の約2500m²であると推定される（第9図）。

出土遺物（第5図・

図版第18図）

SP-A 12.800 m

SP-E

No.14 グリッド出土

土の弥生式土器は壹形土器2点である。

Iは口径約22.5cmで

胴部最大幅34.7cm、

底部径約10cm、推定

高は約50cmを計る。

頸部凸帯径は約15cm

で、幅約2cmの凸帯

には約4mm幅で長さ

約2cmの櫛齒状工具

で縱に刺突文様を施し、斜めに同様工具

で施文したX字状の文様帶を構成する。

口縁は凸帯部から朝

顔状に開き外反しな

がら口唇部がやや直

行して立ち上がる。

口唇部端部及び口縁

部分の内面は指と

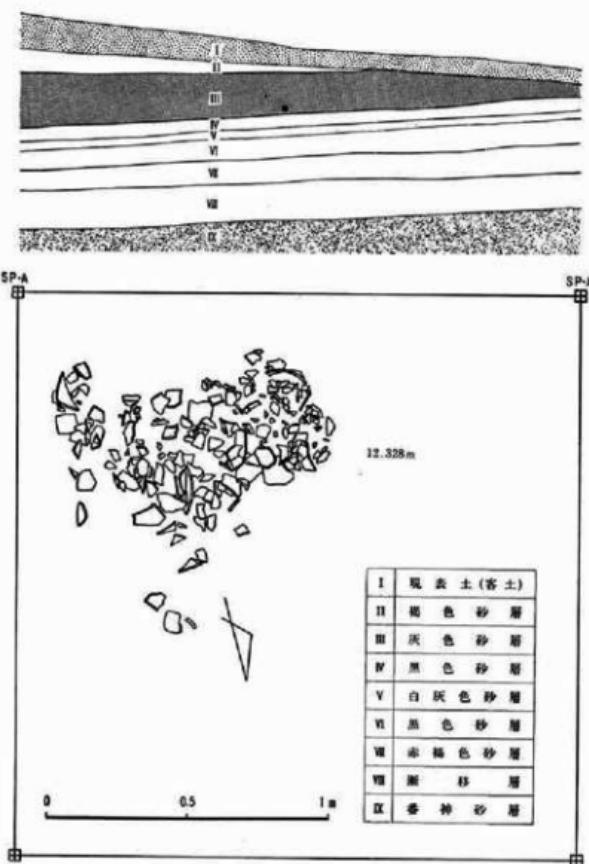
思われる横ナデによ

る整形痕が認められ

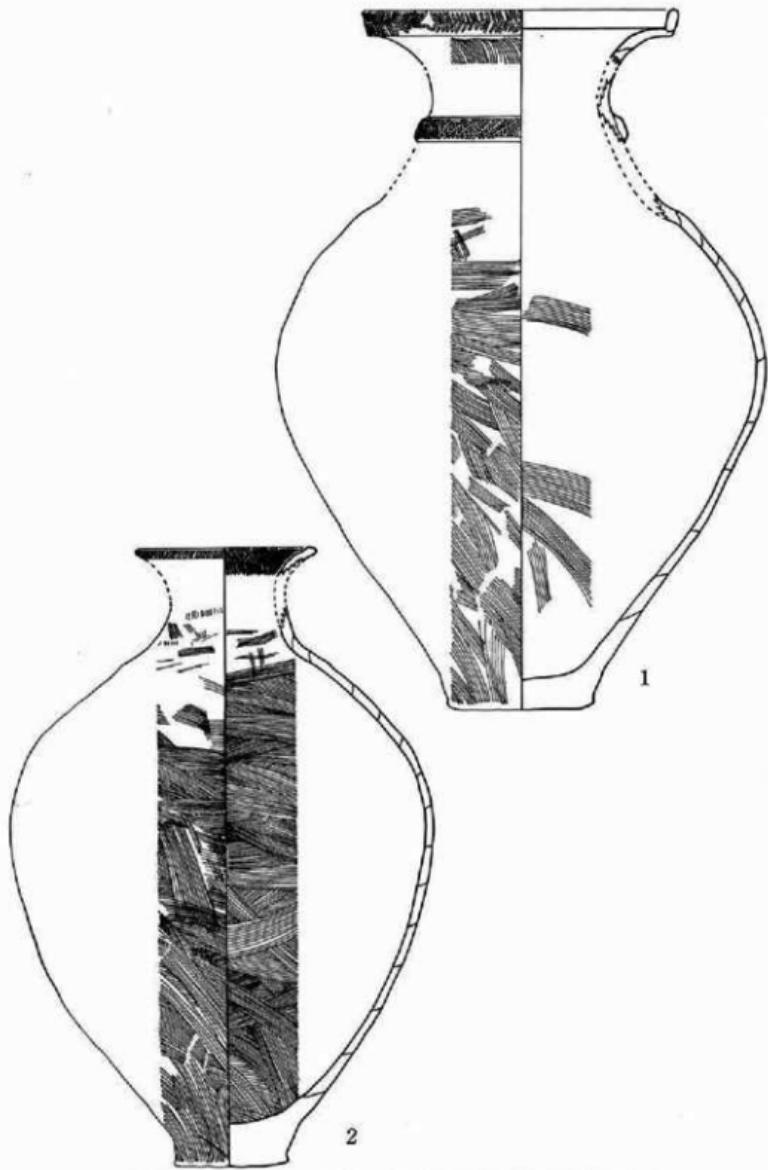
る。口縁外周部には

幅1cmで5~6本の

曲をもつ拂で羽状文



第4図 小丸山遺跡No.14グリッド土層断面図平面図 (1/20)



第5図 小丸山遺跡No.14グリッド出土弥生式壺形土器実測図(1/4)

が施されている。羽状文は左方向へ「八」の字状に施文されるが、途中で右方向へ逆八の字状に刺突されている。色調は赤褐色を呈し、ほぼ全面に鉄分による锖が付着し茶褐色を呈する。胎土には砂粒を多く含み土質は良く堅緻な出来である。器内外面には右下より左上方向に斜行する同一工具によるハケ目整形痕を有する。突端貼付け部分の上・下の端部は指による横ナデ痕が認められ、口縁から凸帯にかけての頸部表面には縦位のハケ目が施されている。

2は口径約13cm、胴部最大幅30cm、推定高44cm、底部径8.3cmである。口縁は1に比較して小さく、胴部幅の約1/3である。「く」の字に外反する。底部も1と同様に立ち上がり部分がやや盛上がって小さく、「く」の字状に張り出している。口唇部の端部円周は平滑に整形されている。口唇部の外周部と内側に櫛歯状工具による刺突文が施されている。外周部は長さ5~6mm、幅2.5mmの工具で、4~5本の櫛歯が認められ、比較的丸味を帯びた感じである。内側は原体を変えて二段の羽状刺突文を施している。上段は刺突を施したあとで軽く器面をナデつけているらしく、施工工具の長さも短い。二段目は長さ約8mm、幅2.5mmで約5~6本の歯が認められる。焼成は良いが、表面全体が磨耗しておりハケ目を明瞭に残さない。全面に右下から左上に斜行するハケ目整形痕を残す。内側も同様の整形であるが磨耗の度合いが少ない。施文方向は表面と同様であるが器内面の下判部は剥落が著しい。色調は桃白褐色を呈するが部分的に茶褐色のシミがある。内面はやや黒味を呈する。胎土は1と同様である。

この様な壺形土器で、頸部にめぐらした凸帯に5~6本の歯をもった櫛で施文されたX字様の文様帶や大きく、「く」の字に外反する口縁の開き方及び胴部のふくらみ方、さらに口縁部の内側に施された羽状列点の刺突文様並びに畿内の櫛目文系土器の影響等の特色から、石川県小松市八日市地方遺跡から出土した小松式（橋本澄夫 1968年）や金沢市寺中遺跡（金沢市教育委員会、石川考古学研究会 1977年）出土の土器群に近似性が見い出される。新潟県における当該期に併行する遺物を出土する遺跡は佐渡郡新穂村竹ノ花遺跡（岡 雅之 1963年）に代表される。竹ノ花式土器は北陸型櫛目文の影響下に生まれた土器と考えられ、本遺跡出土の二個体の壺形土器は弥生時代中期の末、畿内の第Ⅲ様式の範疇には入るものと考えられる。

従来、新潟県は長野県の松本平や千曲川上流地域など中部山岳地方との関連が深いと考えられ、むしろ東北的な色彩をより濃厚に感じさせるものがあるが、ただ佐渡は新潟本土と事情が異なり、小松式土器より千種式土器にわたって北陸と関係ふかい発展のしかたをしており、対馬海流による海上交通の意義を考えさせられるのである（橋本澄夫 1966年）と考えられてきたが、本資料の出土により、北陸系・畿内櫛目系土器の分布及び搬入のルートについて再検討を要するとともに、今後の研究に関する新知見を加わえた好資料といえよう。昭和52年度・53年度の2ヶ年に渡り発掘調査を実施し、現在報告書作成のため整理中の大集落跡で膨大な情報量を提供した柏崎市大字吉井の下谷地遺跡と同時期であり、その距離は直線にして約3.5kmである。

（細岡嘉彰）

2. 墓之尻遺跡（第3図・第9図、図版1・7・9図）

所在地 割羽郡刈羽村大字刈羽字大平4412・4413番地

既往の調査

本遺跡は刈羽大平遺跡に南接し、墓之尻沢右岸に挟れた地域である。旧近藤農場所在地の東京電力調査斜坑入口付近において縄文後期の網代痕を有する底部土器片1点が採集されている。土器と同一層位にあったと考えられる埋れ木の木片のC₁₄年代測定の結果は3100年±100年の数値を示している。刈羽大平との距離は約100mで、その間には砂丘が厚く堆積しており、このため遺物の存在は不明であるが、いずれも縄文後期の土器であるために、あるいは両者は同一遺跡としての可能性がある。仮に一連のものとすれば遺跡の範囲は東西約400m×南北約130mの52,000m²の面積に及ぶものと考えられている（寺村光晴 1973）。

確認調査結果

本確認調査は墓之尻遺跡と刈羽大平遺跡の範囲及び包含層の有無の確認を目的とし、さらに両遺跡が単独に個別に存在するのか、又は同一遺跡に含まれるのかについて確認することに主眼を置いた。調査は墓之尻側からNo.1として刈羽大平側へ南北軸に直線で通しアースオーガーによる調査及び崖線部に対する手掘とユンボによる試掘を試みた（第9図）。No.1地点は新規砂層4mの下は番神古砂丘層とな、No.2地点は4.5mの新規砂層の下に50cmの番神層の堆積があり、以下は青灰色粘土層の安田層となる。No.3地点は新規砂層は1m、番神層は15cm程で安田層となりその境目にカツ鉄分の固い堆積が2~3cmの厚さで確認された。No.4地点では新規砂丘層は、わずか30cmでその下に150cm番神層がのり以下は安田層となる。特にNo.5~7地点の海岸に面す東西方向に沢状の地形が入組み、さらにNo.5地点から安田層が次第に隆起し崖線部分に大きく露頭していることが確認された（図版第1・7図）。特にNo.5地点で番神層と切り合いを見せ、No.6地点では番神砂層の旧表風化層が部分的に見られる。No.7地点では番神古砂丘層が露出している。No.8地点では約60cmの新規砂丘層の下部は番神層の二次的風化層が堆積し130cm以下は番神古砂丘層である。新規砂丘層中には黒色砂層・有機質砂層の堆積は確認できず遺物包含層及び遺物も検出されなかった。また近藤農場遺物採集地層辺斜面のトレント試掘を4ヶ所試みたが遺物の検出はされなかった（第9図・図版第9図）。以上の結果から本地点は墓之尻沢と安田層の露頭する崖線に東西に入組む沢とによって区切られており、しかも第三紀の基盤層である安田層の起状の在り方が上部の新規砂層の堆積と地形形成に影響を与えていていると考えられ、新規砂丘層の発達も弱く、比較的薄くのっており、浸食の影響等に

よる砂丘の移動も受け易い状況である。調査及び周辺部実査の知見から刈羽大平遺跡との連続性は考えられず、鐵之尻遺跡については遺跡であるとは判断し難い。

(福岡嘉彰)

3. 刈羽大平遺跡 (第6図・第9図、図版第1・10~14・20・21図)

所在地 刈羽郡刈羽村大字刈羽字大平4409~6・4407・4452番地

既往の調査

本遺跡は鐵之尻遺跡から北へ約100m、浜岸遺跡の南約300mにある湧水を中心とした沢状況地形に立地する。既往の調査では、湧水を中心とした南北約100m×東西約80mの範囲に濃厚な遺物包含層が存在し、それを中心に南北約230m、東西約130mの22,900m²範囲内に遺物が散布する可能性が大であると推定されている。寺村教授及び地元研究者の宇佐美篤美・品田定平・岡本都栄等の既往調査・遺物採集地点を今回の調査に合わせれば第9図の記号A~Cの通りである。A地点からは岡本氏によって耳棒がされ採集その周辺で石斧・石鎌・土器が出土している。B地点からはトチ・クルミ等の炭化皮殻が発見され、植物遺存体を含む層の厚さは約30cmで、遺物が含まれる。C₁₄年代の測定の結果は2910年±100年を示している。この付近から岡本氏により骨片も採集されている。C地点は宇佐美氏等の調査により土器底部が採集されている。遺物の包含状況は現地表面から1~7m下に包含層があり、遺物の包含層は同一レベルと観察されるが、上部に堆積している厚さにより包含層までの深さは異っていると考えられている(寺村光晴 1973)。

確認調査結果

本遺跡における確認調査はNo.8~No.28の20ヶ所を鐵之尻から通じてアースオーガー、P₁・P₂の堅坑2本によって調査した。その他に崖線部分の手掘確認を実施した。No.20~28地点では新期砂丘層中の黒色帯は確認されなかった。本遺跡の一部は東京電力調査坑開削により現状の変更があり一部に土砂の再堆積が認められる。調査坑開削時に東京電力や岡本氏によって土器片が採集されている。今回A地点からは土師器片を表探し、沢の中間、アースオーガーNo.11とNo.15地点の中間D地点で原位置は動いているが、約50点近い土器片を採集した。B地点の層序を追認調査したのが図版第14図の土層写真である。層序は 1. 表砂(番神層再堆積)
2. 灰黑色砂(5に比して粗粒砂) 3. 黄赤色砂(番神層再堆積・鉄分多く粗粒砂) 4. 黒色土(土質に粘性があり炭化物細末粉を含む) 5. 灰黑色砂(薄く炭化物を含み粗粒砂) 6. 番神古砂丘

砂層となる。B地点は湧水地右岸に当り表砂層下-64cmで第6層となる。その間に2・4・5の3サイクルの黒色で粘性のある炭化物を含む砂質泥炭層が認められ、その厚さは約30~40cmである。堅坑P₁の-190cmで湧水し、-150~220cmで番神古砂丘砂層となるところで作業を中止した。P₂は灰白砂、酸化鉄を含む黄色砂、暗褐色砂、粘性のある黒褐色砂、番神古砂丘層の5層序が確認された。-130cmから湧水し、遺物は新期砂丘の-40~70cmの間で約13片の繩文土器片が検出され、包含層と確認された。No.19地点は沢の入組の最奥部で表土砂層下230cmで厚さ65cmの黒色砂層を確認した。No.15地点は崖線斜面に当り新期砂丘層の-180cm前後で細木片を含み290cmまでの間の暗褐色層には植物質の炭化物が確認された。No.15~No.19の湧水地点右岸の馬の背状の屋根を境とする地震観測小屋の建つ北側平坦地は、No.22地点の新期砂層下30cmで第三紀の安田層が検出され、人工的な削平が認められる。遺跡の範囲は土層の観察、遺物の出土状況及び散布状況から湧水を中心とする沢状凹地を中心として、東西約100m、南北約50mの約5,000m²と推定される。

出土遺物—土器・石器 (第6図、図版第20・21図) 全ての土器は破片であり深鉢・浅鉢・台付土器などの器形がある。

第1類 (第6図1~10・図版第20図1~10・13) 磨消繩文で区画した帯繩文で空間を構成する土器である。平行沈線又は曲線、弧線文で文様帶を構成する。1~6は同一個体と思われ、器内外面に炭化物が厚く付着する。1は縦と横を弧線文で区切り内部の繩文を磨消している。2~6は幅5mmの数本の沈線で区画し繩文帶を構成している。1と同じく原体はRLで斜位に繩文を施す。7はRLの原体を施し曲線的沈線で雲形状の文様を区画し、土器片は沈線部で割れている。8は石英砂を含む焼成堅緻な土器で原体はLRを示す。9は幅5mmのヘラ描沈線で帯繩文を区画する。上段・下段で異なる原体を斜位に施し、幅1.5cmの無文帶を挟んで羽状文様を呈する。上段はRLの単節繩文である。上段の繩文帶は沈線で区画された中に繩文を充填させている。10は地文の繩文をヘラで磨消し曲線で文様を画すが完全に磨消されぬ部分も残されている。13は口縁にそって繩文帶を残し磨消された深鉢形土器口縁部である。4~5単位の波状を呈し胴部以下が細く、口縁が大きく朝顔に開く土器と考えられる。

第2類 (図版第20図14) 小さな張付瘤のつく土器口縁である。瘤を起点として直・弧線文が区画される。繩文原体は判読出来ない。

第3類 (第6図11・12、図版第20図11・12図) 同一個と推定され、無文の土器で器内外面は良く磨かれ整形され光沢をもつ。細かい石英粒を含む焼成の良い堅緻な土器で、口唇部は平緩で肥厚し、斜位に刻目をもつ隆帯が張付けられている。

第4類 (第6図13、図版第20図15) 本類は1点であり拓図の様にわずかに底面と器形の立上がり

り部分を示しており、繩文を施した凸帯文を確認できる。断面から別々の整形による凹凸の接合部が観察される。台付土器と推定される。

第5類（第6図14～18、図版第20図16～20） 幅広の口縁部を繩文帯として施すか、または無文帯とする深鉢土器である。いずれも焼成堅緻である。16は口唇部が平縁でやや内面にふくらみをもつ。約2cmの繩文帯はRLの斜繩文である。17は比較的薄手で地文はRLの単節斜繩文を施し2mmの沈線で繩文帯を2段に区切る。口唇部はそいだ如く細くなり心持外反する。18は焼成も良く口縁部の無文部はヘラによる横削り整形で、口唇部は突出したように外反し内側はふくらみをみせやや内湾する。無文部以下はRLの単節斜繩文が施される。20は口縁が真行する平縁の深鉢で非常に堅緻な仕上りで無文部はヘラ削りにより強く凹んでいる。頸部以下はRLの繩文である。器外面には炭化物が付着している。

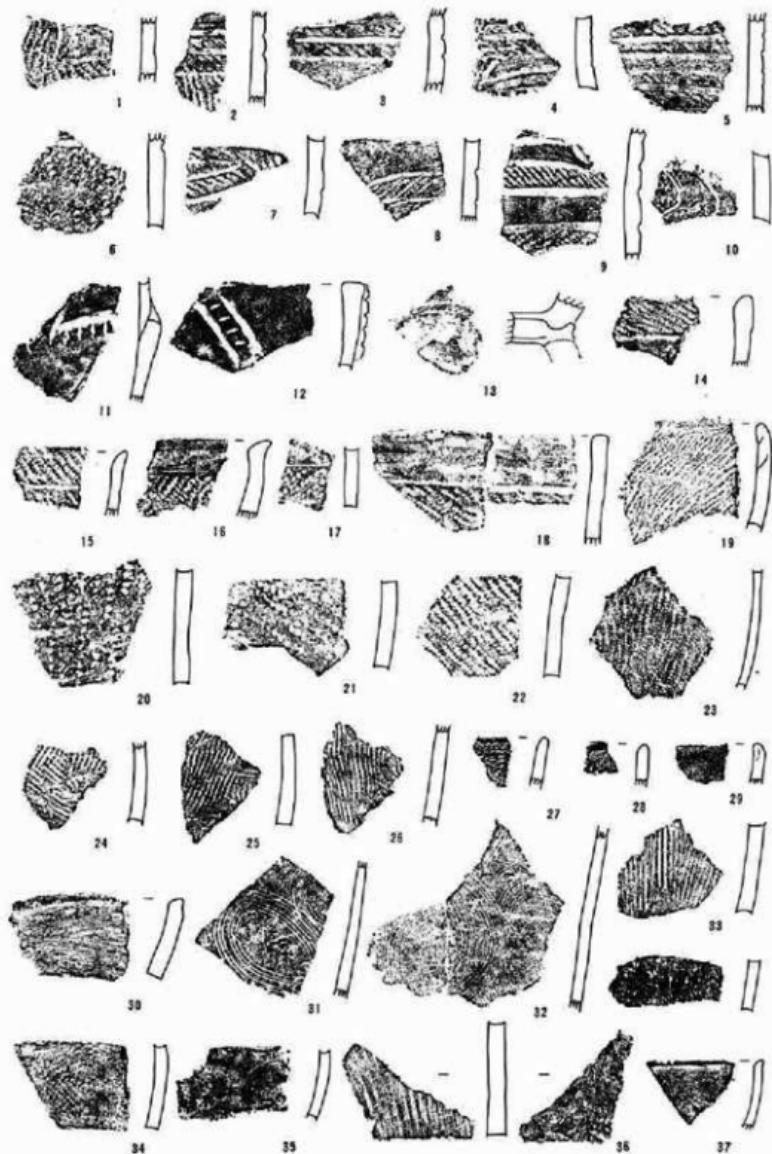
第6類（第6図19～27、図版第20図21～30） 繩文のみを類別した。21はLRの斜位繩文が施され焼成もよく、断面に折返口縁の整形痕がみられる。器面に赤褐色の鉄分が付着しやや内傾する深鉢土器である。22は短い原体を斜位に施すが、施文はゆるく、回転方向は一定しておらず、原体は判読できない。23・24は大粒のRLの繩文で内外面に炭化物が付着し焼けで灰白色を呈する。25はRLの繩文で26は石英粒を含む薄手土器で内外面は赤色、胎土は黒色を呈する。27はLRの単節斜繩文による羽状繩文が施される。28・29はLRの繩文原体で施文されている。30は原体不明であるが、口唇部は丸味をもつ土器である。

第7類（第6図28～36、図版第20図31～33、図版21図1～6） 無文及び櫛状工具による沈線又は条線文である。31は直行する口縁であり、32は折返し口縁で多少内湾する。33は赤色を呈する無文の浅鉢と推定され、器面はヘラにより良く整形されている。図版第21図の1～4は櫛齒状工具によって施文された土器で1は幅1cm6本の歯をもつ原体で同心円状の曲線文が施される。2も同様に施文され、部分交差がみられる。4は無文に近く、3は縦位に条線文状の施文がみられる。5・6の器面はローリングによると考えられる磨滅が著しく、器面には胎土中の石英粒・中粒砂が浮きでているが、焼成は堅緻な土器である。

第8類（第6図37・38、図版第21図7・8） 7はやや赤味を帯びた須恵器片で表面には幅3mmのたたき目整形痕がありたたき目の盛り上がり部分を横にナデた痕跡があるが、たたき目を施す前の施文整形とも観察される。焼成、胎土も悪く、吹水性がある。内側には青海波文のたたき目が施されている。8は土師器の碗形土器で焼成良く、口唇部はやや外傾し、口唇部以下はヘラによる横ナデ整形である。

石器（図版第21図9～13） 9・10はチャートのフレイタと小さく打割された転石である。本調査の表採品である。11は砂岩質の頭頂部を欠く磨製石斧で最長7cm、幅5cmで始刃を呈する。刈羽村教育委員会所蔵品である。12・13は頁岩製の有茎石鏃で、宇佐美氏所蔵品である。

トチ・タルミ皮袋炭化物（図版第21の下段） B地点出土の既往採取資料である。



第6圖 刘禹大平遺跡出土遺物拓本圖 (上)

本遺跡出土の土器は縄文時代と平安時代の2時期が重複する複合遺跡である。平安時代の遺物包含層は確認できなかったが、縄文期より上層と考えられる。第1類から第4類の土器は、帶縦文・入組文・連結弧縦文・瘤付文等の発達した磨消縦文で飾られる精製土器で、本県では小千谷市の三仏生遺跡（中村孝三郎 1957年）、山北町上山遺跡（上原甲子郎 1969年）、分水町幕島遺跡（上原甲子郎 1963年）、新発田市中野遺跡（岡 雅之 1968年）、安田町藤堂遺跡（本間信昭 1974年）等の各遺跡で確認されており、縄文後期中葉から後葉に位置付けられる。本遺跡の縄文土器を大観すれば、帶状磨消縦文の発達する関東地方の加曾利B式、東北地方の瘤付文土器の新地式に併行するものと考えられる。

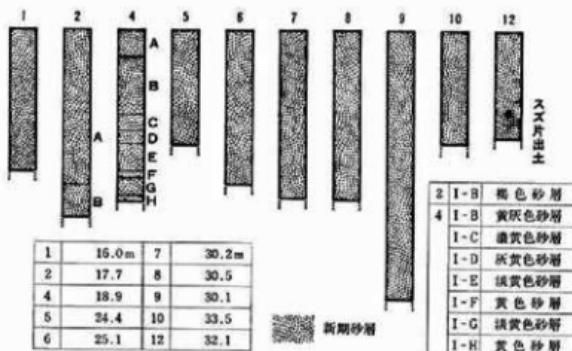
（稻岡嘉彰）

4. 浜岸遺跡（第7・8・9図、図版第15・16・17図）

所在地 柏崎市大字大湊字浜岸47-1番地・刈羽郡刈羽村大字刈羽字大平4579番地

既往の調査

遺跡は用地内の最北端の標高30m程の砂丘丘陵に立地する。かつて砂鉄採取を行なった海岸線部の東西約150mの範囲で、南北の広がりは不明であり、遺物は採集出来なかつたと報告されている（寺村光晴 1973年）。この部分は現在県道付替工事が行なわれている浜岸川（仮称）に面する崖面であり、砂採取のために番神古砂丘層が露頭している。第9図浜岸遺跡D地点から凹石が宇佐美氏により表記されている。遺跡の北側に隣接する砂鉄鉱山跡（現在の新世農場）からは縄文前期の土器が出土している。



第7図 浜岸遺跡土層柱状図 (Jgo)

確認調査結果

本遺跡の調査地点は現在の県道柏崎寺泊線に並行して海岸に面した、標高30~25mの平坦地を中心と地形を観察して任意の地点No.1~No.12まで、12ヶ所を手掘りによって試掘確認調査を実施した。後背地は松を中心とする林地形で丘陵の起伏がはげしく、海岸部の平坦地は海岸方向へ標高差約5mの落差で段差が認められる。各試掘地点は人力では限界があり、平均2mまでを掘削したが遺物包含層は確認出来なかった。No.12地点の一120cmの新期砂層中から1点の条線状叩目が施された中世の珠洲系陶質土器が出土しているが、その割口は磨滅しており、原位置を保った出土状態ではない。No.9は堅坑による試掘で4mまで掘下げたが番神古砂丘層上面まで4.5mを計り新期砂層には変化が認められなかった。海岸崖線部の現地表下1~1.5mの深さに10~30cm位の厚さで埋れ木を含む黒色土層が露頭し帯状の堆積が認められ清水が湧水している部分(図版第16図)が確認された。この地帯は植生の違いによっても、草丈の育成が良いことからも地上観察が出来る。崖線部に面したNo.3地点では第8図の様に新期砂丘層の変化がみられるが、遺物包含層は確認出来なかった。崖線先端部の一部(図版第17図上段)をカットして埋れ木層を確認したが遺物包含層は確認されず、この黒色帶は山側へ傾斜して落込んでいることが確認された。ある時期に、ある要因で落差が生じて、一時期に表面に露出した表土を形成したあとに新期砂丘層の堆積をみたものであろうか。いずれにせよ日本海岸砂丘地の埋れ木層については今後の地質学的な成立要因の研究によらねばならないであろう。この崖線下で過去に散量かつ散細片の土師器及び石鏃1点が表面採集されている(第9図浜岸B~C地点)。図示した石鏃は黄色の鉄石英(黄玉石)製で基部を欠く。宇佐美氏の採集品である。

以上による見知から本遺跡の中心的部分は県道拡幅工事及び砂採取などにより大きく破壊を受けており遺跡としても、小規模な遺跡であったと推定される。



第8図 浜岸遺跡出土石鏃実測図・出土遺物拓本(イ)

V 遺跡の取扱いに関する今後の方針について

昭和54年1月9日、県教育委員会は東京電力株式会社新潟原子力建設所長に対し、今回の試掘調査の結果にもとづいて、用地内遺跡名、時代及び内容、遺跡の取扱いについて県教育委員会の希望措置並びに東京電力における開発工事計画と遺跡との具体的調整について再度協議願いたい旨を要請し公文通知をした（資料1）。この中で東電に対し開発計画と遺跡の取扱いに対する希望の位置付けを明確にすること、取扱い希望に対する理由を明示することを要請した。今後の遺跡の取扱いの手続については、東京電力の協議回答をもって国に公文をつけて協議し、文化庁長官の回答文をもって正式に回答する旨の返事をした。したがって、遺跡の措置についての最後協議は了了であるが、今後は文化庁の指導を受け、東京電力・県教育委員会・柏崎市・刈羽村教育委員会の三者で協議をし対処してゆく予定である。

新潟原子力発電所建設計画区域内に係る遺跡一覧及びその取扱い（資料1）

	遺跡種別名称	所在地・番地	時代・内容	所見	取扱
1	小丸山遺跡	柏崎市青山町字小丸山 3-27番地 柏崎市青山町字蘿之尻 2-1番地	縄文時代・弥生時代・奈良平安時代の複合遺跡と考えられる。	一部は土砂採取、県道小丸山線駐車場造成により旧状が破壊されている。遺跡の範囲は南北約50m×東西50mの約2,500平方メートルと推定される。	C
2	蘿之尻遺跡	刈羽郡刈羽村大字刈羽 字大平4412番地 4413番地		確認調査の結果、遺物及び包含層は検出されず、大平遺跡との連続性もなくまた、独立した遺跡としては判断し難い。	E
3	刈羽大平遺跡	刈羽郡刈羽村大字刈羽 字大平 4409~6 4407番地 4452	縄文時代の後期後半の時代を中心とする、一部平安時代の遺物が出土している。包含層は神御砂層上の新期砂丘に含まれる黒色土層と考えられる。	本遺跡の一部は東電敷地開削により旧状の変更と土砂の再堆積が認められるが、湧水を中心に遺物包含層が存在し、遺跡の範囲は東西約100m×南北50mの約5,000平方メートルと推定される。	C
4	浜岸遺跡	柏崎市大字大瀬字浜岸 47-1番地 刈羽郡刈羽村大字刈羽 字大平4589番地	過去に崖縫部斜面より奈良平安時代の土師器少量と石礫1点が採取されている。	遺物包含層及び遺跡の面としての広がりは確認できず、過去に砂採取、土取及び県道工事により中心部は大きく破壊を受けているものと考えられる。	C

（取り扱いの基準）

- Ⓐ 完全に現状のまま保存するもの
城館跡・古墳・塚など、地表に遺跡が認められ、現状保存でなければその存在の意味を失するものの、ボーリングや試掘調査で地下に住居跡・窓跡などの遺構が確認され、その地域できわめて重要な遺跡と判断され、遺構および遺物包含層の保存がきわめて良好な状態にあるもの。
- Ⓑ 地下に埋没させて遺物包含層を保存するもの
諸条件で現状保存が困難であり、埋没させても遺跡の損傷が少なく、実質的に遺跡の価値を失なわずには保存できるもの。この場合は地形測量をして、遺

跡の範囲を示す標識杭を打ち、埋設させても遺跡の範囲が明らかになるようにしておく必要がある。埋没深度は1m未満とし、遺跡の内容によって埋没の浅深については十分の配慮が必要である。また、埋設させた上に建造物をつくることは原則的に認められない。

（Ⅱ）発掘調査をして記録を保存するもの

過去において、相当遺跡の密度が進んでおり、遺物包含層及び遺構の保存度が極めて低いもので、いずれの保存方法によるよりも開発による活用の方がより効果的であると判断されるもの。現状保存・埋没保存とともに諸条件により不可能な場合。

(ii) 他に移動して保存するもの

石塔・石碑・石仏などの石造物で、他に移動することが可能なもの。この場合、地中に遺物や遺構が存在する場合もあるので、移動の段階で十分な調査をし、正確な記録を作成することが大切である。

(iv) 立合い調査で済すもの

事前の確認調査等によって、遺物の包含が極めて希薄であることが確認されたり、過去において著しく破壊されていることが確認されている場合は、工事に際して専門家が現場立会いをし、土層の変化や遺物・遺構の存否に留意し、臨機応変な記録措置をとる。しかし、良好な遺物包含層や遺構が確認された時には工事を中止して、発掘調査に切りかえることが必要である。また、工事が遺跡の中心部からはずれていれば、遺跡にあたえる影響がきわめて軽微である場合にも立合い調査が行われることがある。

<参考引用文献>

寺村光晴(1973)「柏崎・刈羽地点予定地区内遺跡分布調査報告」

新潟古砂丘グループ(1967)「日本海側の古砂丘について」第四紀研究6-1

新潟県(1977)「新潟県地質図説明書」V新生界・P138-145

柏崎平野団体研究グループ(1965)「柏崎市平野の第四系」P145-185

新潟大学教育学部高田分校研究紀要第10号

橋本澄夫(1968)「石川県小松市八日市地方遺跡の調査」「石川考古学会研究会誌」第11号

宮本哲郎(1977)「金沢市寺中遺跡」金沢市教育委員会・石川考古学研究会

関 雅之(1963)「佐渡弥生文化の諸問題」古代学研究33

橋本澄夫(1966)「日本の考古学Ⅲ-弥生時代」-4中部 河出書房

中村孝三郎(1957)「三仏生」小千谷市三仏生清水上遺跡調査報告 長岡市立科学博物館報告

第1冊

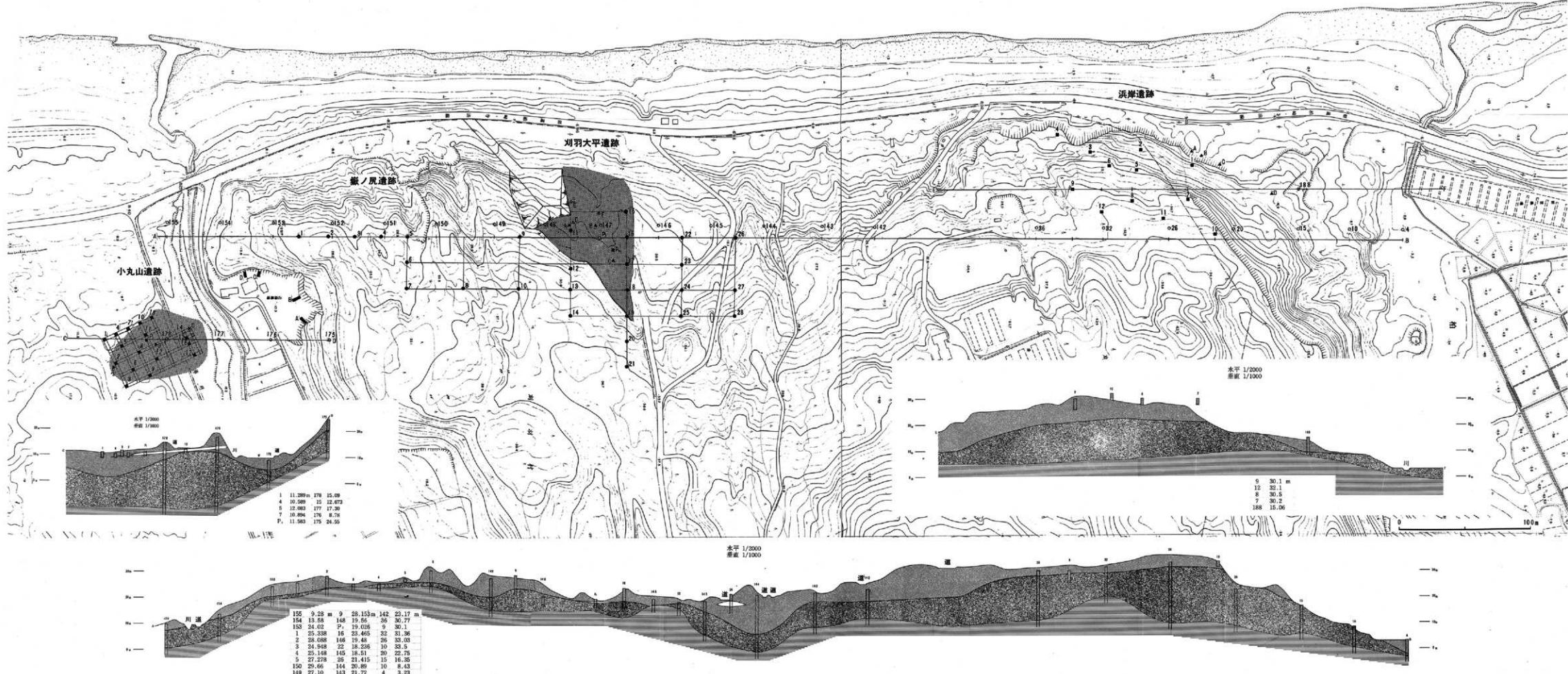
上原甲子郎(1969)「山北町上山遺跡調査概要」新潟県教育委員会

上原甲子郎(1963)「幕島遺跡発掘調査報告書」分水町教育委員会

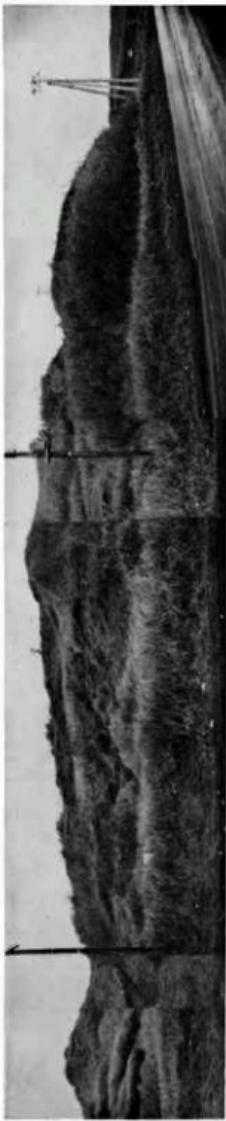
関 雅之(1968)「新発田市の先史文化-新発田市板山中野遺跡発掘調査報告書」新発田市教育委員会

本間信昭(1974)「藤堂遺跡発掘調査概報」安田町文化財調査報告(3) 安田町教育委員会

縮尺 1/2000



第9図 沿跡周辺地形図・地形断面図



葛ノ尾遺跡全景（西方海岸より）



刈羽大平遺跡全景（西方海岸より）



刈羽大平遺跡全景（西方海岸より）



小丸山遺跡遠景（北方より）



小丸山遺跡遠景（西方より）



小丸山遺跡P1 及びNo.1～13グリッド付近（南方より）



小丸山遺跡No.14～18グリッド付近（東方より）



小丸山遺跡P1 土層状態



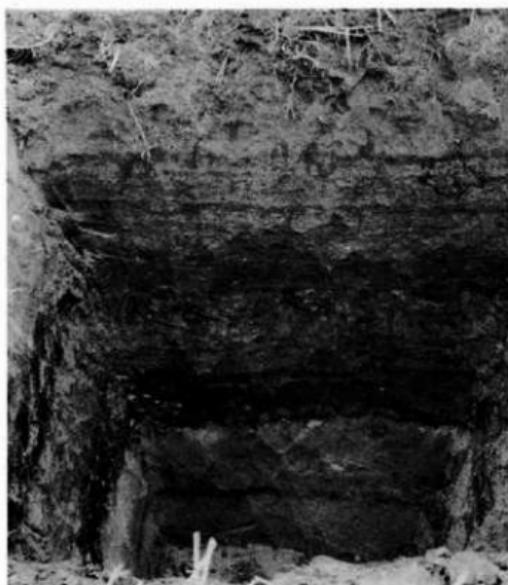
小丸山遺跡No.12 グリッド土層状態



小丸山遺跡No.14グリッド土層状態



小丸山No.14グリッド土器出土状態



小丸山遺跡No16グリッド
土層状態（北方より）



小丸山遺跡No15グリッド土層状態（北方より）



岩ノ尻遺跡遠景（北方より）



岩ノ尻遺跡No.5 地点付近安田層露頭



アース・オーガー駆動状況



岩ノ尻遺跡Cトレンチ



刈羽大平遺跡遠景（北西方より）



刈羽大平遺跡中心部付近遠景（西方海岸より）



刈羽大平遺跡中心部付近（南東方より）



刈羽大平遺跡P1発掘風景



劉羽太平遺跡P1 發掘風景



劉羽太平遺跡P1 發掘狀況



劉羽大平遺跡P₁ 土層状態



劉羽大平遺跡P₂ 土層状態



劉羽大平遺跡D地点付近遺物出土状態



劉羽大平遺跡C地点付近土層状態



浜岸遺跡遠景（西方海岸より）



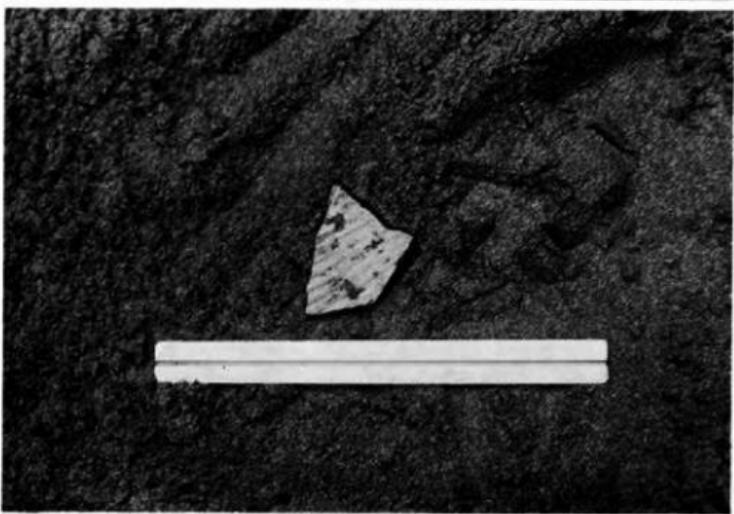
浜岸遺跡遠景（西方海岸より）



浜岸遺跡湧水地点



浜岸遺跡星線部



上 浜岸遺跡炭線部土層状態

下 浜岸遺跡No.12グリッド遺物出土状態



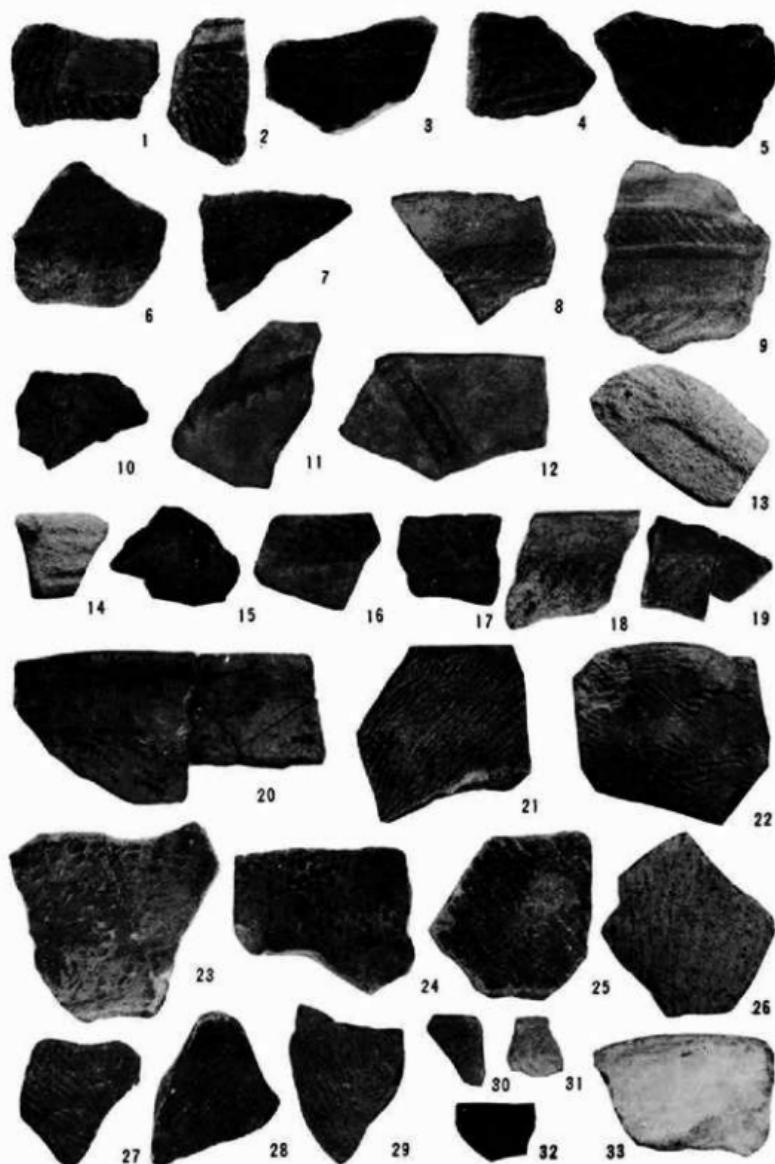
小丸山遺跡出土弥生壺形土器（%）

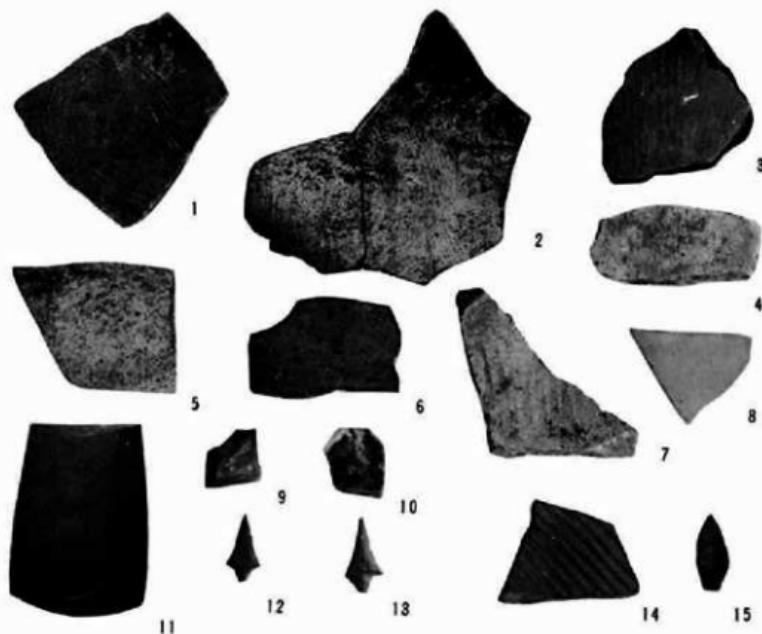


小丸山遺跡 A 地点出土土師器（宇佐美萬美氏所藏）



小丸山遺跡 C 地点出土縄文土器・石鏸（宇佐美萬美氏所藏）

刈羽大平遺跡出土遺物（10はP₂出土、13・14は宇佐美氏所蔵資料）



劉禹太平遺跡出土遺物（1～13・下段） 浜岸遺跡出土遺物（14・15）

新潟県埋蔵文化財調査報告書第16

東京電力新潟原子力発電所用地内

遺跡確認調査報告書

— 1979 —

昭和54年3月20日 印刷

昭和54年3月25日 発行

発行 新潟県教育委員会
印刷 ④長谷川印刷
新潟市学校町通1番町6
TEL 025 3309番